

## 投資信託説明書(交付目論見書) 補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

### [書面による解除の適用]

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

### [お客さまにご負担いただく費用について]

お客さまにご負担いただく費用(以下「手数料等」といいます。)は以下のとおりです。手数料等の合計は下記を足し合わせた金額となります。これらの手数料等はファンド・申込金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載できません。当ファンドの手数料等の詳細は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

(1) 購入時に直接ご負担いただく費用(<購入手数料について>もご参照ください。)

- ・ 購入手数料(最大で4%(消費税込))がかかります。当ファンドの購入手数料は、別紙「投資信託購入手数料一覧」もしくは、三菱UFJ信託銀行ホームページでもご確認ください。
- ・ 信託財産留保額(最大で6%)がかかります。

(2) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用(ファンドが負担する費用)

- ・ 運用管理費用(信託報酬)(最大で信託財産純資産総額の年3%(消費税込))が日々信託財産から差し引かれます。
- ・ また、ファンドによっては実績報酬がかかる場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- ・ その他、監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・組入資産の保管費用等の諸費用等が差し引かれます。なお、当該諸費用等については保有期間や運用状況等により変動しますので、事前に金額等を表示することができません。

(3) 換金時・償還時に直接ご負担いただく費用

- ・ 信託財産留保額(最大で0.7%)がかかります。

### <購入手数料について>

三菱UFJ信託銀行における購入手数料は、購入金額(購入口数×購入申込日(※)の基準価額)に次の手数料を乗じた額とします。

購入手数料率: 最大で4%(ご購入いただくファンドによって異なります。)

例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、指定金額(お支払いいただく金額)の100万円の中から購入手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。

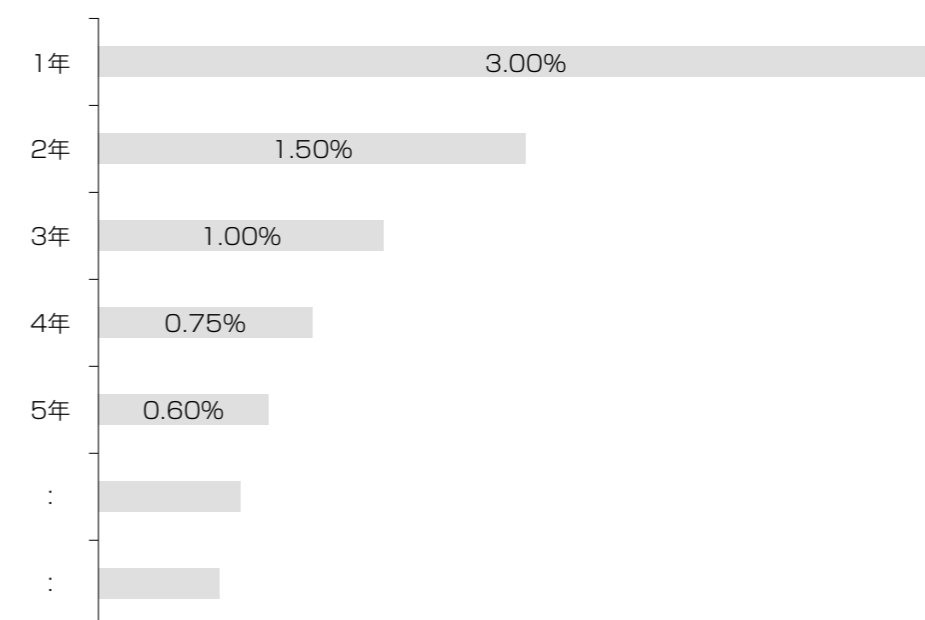
(※)ご購入いただくファンドによって異なります。詳しくは投資信託目論見書でご確認ください。

## 購入手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、購入手数料が3%(税抜き)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜き)】



※ 投資信託によっては、購入手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※ 上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については投資信託説明書(交付目論見書)・販売用資料等でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入手数料のほか、運用管理費用(信託報酬)やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)・販売用資料等でご確認ください。

## 【当ファンドに係る金融商品取引契約の概要】

- ・弊社は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
- ・お客さまが弊社において当ファンドのお取引を行われる場合は、以下によります。
  - ①お取引にあたっては、投資信託振替決済口座の開設が必要となります。
  - ②原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
  - ③ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送による場合を含みます。）。

## 【契約の終了事由】

- ・お客さまからの当ファンドの投資信託受益権等について全部換金または振替のお申出を受け、弊社がこれらの手続を実行したとき
- ・当ファンドが償還されたとき

## 【弊社が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要】

弊社が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、弊社では以下の登録金融機関業務を行っております（お取引の店舗ごとに提供できる商品内容が一部異なる場合がございます。）。

- ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益権等の窓口販売業務
- ・短期有価証券および短期社債等、資産金融型有価証券の売買等
- ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務
- ・店頭デリバティブ取引
- ・投資助言業務、投資運用業

## 【当ファンドの販売会社の概要】

商 号 等	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
本 店 所 在 地	〒100-8212 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
弊社の苦情対応措置 及び紛争解決措置 (金融ADR制度)	●金融分野における裁判外紛争解決制度があります。(金融ADR制度) ●当制度は公平な立場にある第三者が紛争の両当事者から事情を聞いた上で解決策を提示し、当事者の合意の下で紛争の解決を図る制度です。 ●金融ADR制度を利用して苦情及び紛争の解決を図る場合、弊社は下記の機関を利用します。 ●下記機関は、金融ADR制度における受付窓口です。 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」または「一般社団法人全国銀行協会」を利用 ・証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005 ・一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
認定投資者保護団体	加入している認定投資者保護団体はありません。
資 本 金	324,279百万円(2021年2月28日現在)
主 な 事 業	信託業務、銀行業務、不動産売買の媒介・証券代行等の併営業務、登録金融機関業務
設 立 年 月 日	昭和2年3月10日
連 絡 先	お取引のある本支店、または弊社フリーダイヤルまでご連絡ください。  フリーダイヤル0120-349-060 ご利用時間／平日(土・日・祝日等を除く)9:00~17:00 (弊社ホームページ <a href="https://www.tr.mufg.jp/">https://www.tr.mufg.jp/</a> )